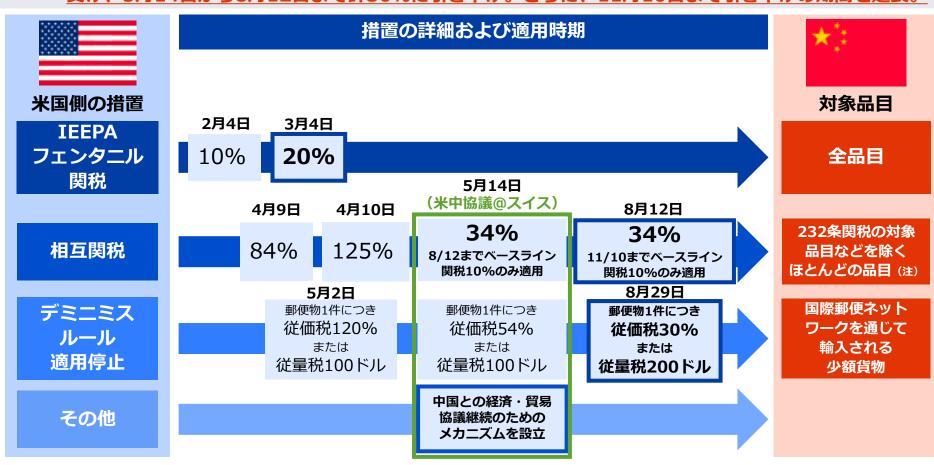
対中国関税の概要

- ▶ トランプ大統領は中国に対し、フェンタニルの流入を理由に国際緊急経済権限法(IEEPA)に基づいて、 2月4日から10%の追加関税を適用、3月4日に20%に引き上げ。
- 中国原産品には125%の相互関税と合わせて計145%の追加関税を課していた。スイスでの米中協議を 受け、5月14日から8月12日まで計30%に引き下げ。さらに、11月10日まで引き下げの期間を延長。



(注)詳細は、8月4日発表の<u>CBPガイダンス</u>を参照。通商拡大法232条に基づき別途関税が賦課される自動車・同部品、鉄鋼・アルミ・銅、232条に基づき関税が今後賦課される可能性がある半導体、医薬品、木材など、およびカナダ・メキシコ原産品(IEEPA関税が賦課されている間)などが対象外。

(出所) 米国政府公開資料などから作成、2025年10月14日時点